

2021年3月7日

会員各位

一般社団法人 日本宅配水協会&サーバー協会
製品水委員会 品質規格部会

工場（プラント）営業許可の有効期限について

拝啓、時下ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成から令和に元号が替わり、3年目を迎えておりますが、工場の営業許可書は、申請時期により有効期限が「平成」で記されている場合があります、営業許可の有効期限を誤認してしまう可能性もございます。下記の『元号早見表』をご活用の上、貴社工場（プラント）の営業許可有効期限のご確認をお願い申し上げます。

営業許可の有効期限が切れた状態での製造は、無許可での製造（食品衛生法違反）となりますので、ご注意をお願い申し上げます。

敬具

記

【元号早見表】

平成 ⇒ 令和		西暦
平成 33 年	令和 3 年	2021 年
平成 34 年	令和 4 年	2022 年
平成 35 年	令和 5 年	2023 年
平成 36 年	令和 6 年	2024 年
平成 37 年	令和 7 年	2025 年

営業許可の有効期限に関しては、監査等での確認項目にし、定期的に確認することを推奨いたします。

製品水委員会 品質規格部会では、宅配水業界の健全なる発展を目指して参りますので、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association